



禁煙外来治療補助金制度がスタート

被保険者及びご家族の健康促進・重症化予防の一環として禁煙は欠かせません。喫煙は、100種類以上の発がん物質を含み、咽喉がんや食道がんへの罹患率を大幅に高めるだけでなく、慢性呼吸器系疾患、動脈硬化、脳梗塞、糖尿病などの要因となります。当健康保険組合では、みなさんの禁煙を積極的にサポートするため、一定の条件を満たした場合に禁煙費用の補助を行います。「禁煙したいけどきっかけが…」という方はぜひご活用ください。

禁煙外来治療とは

2006年4月より禁煙治療に健康保険が適用されるようになりました。そこで、施設基準を満たした施設において、患者基準を満たす患者さんに対して、12週間に5回の禁煙治療に健康保険が適用されます。なお、禁煙治療では、貼り薬や飲み薬を使ってご自分でされるよりもずっとラクに、そして、確実に禁煙をすることが可能です。

補助金制度の内容

補助対象者

- ①～③の**全てに該当した方**
- ① 20歳以上の被保険者、被扶養者（任意継続は除く）
 - ② 健康保険適用の禁煙治療（外来）を受診した方
 - ③ 禁煙治療終了時において被保険者、被扶養者である方

補助内容

- 健康保険適用となる禁煙外来治療に要した医療費（禁煙外来治療終了証発行費用含む）

補助金額

- 自己負担額（ただし、**上限20,000円**）

申請方法

- 禁煙外来治療を行っている医療機関にて3ヶ月間のプログラムを終了し、以下の書類を揃えて当健康保険組合に申請してください。なお、**申請は一人1回限り**となりますので、禁煙が成功した場合に申請してください。
 - ①禁煙外来補助金申請書
 - ②領収書（通院した5回分全て）
 - ③禁煙外来治療終了証

（注意事項）

- 1 2021年1月以降に開始される禁煙治療から適用されます。
- 2 まずは、禁煙治療を実施している医療機関を探しましょう。
- 3 禁煙治療は、時間がかかることが多いため完全予約制の施設もありますので、電話で確認してから受診しましょう。
- 4 禁煙外来治療補助金の申請状況については、お勤めの会社と情報を共有させていただく場合がありますので、ご了承ください。

